



入院基本料に関する事項

本館 2 階病棟 障害者施設等入院基本料 10:1

施設基準	看護職員 (看護師及び 准看護師)	1日に18人以上の看護職員が勤務
		朝 9:00～夕方 17:00 まで 看護職員 1 人当たりの患者様受け持ちは 8 人以内
		夕方 17:00～朝 9:00 まで 看護職員 1 人当たりの患者様受け持ちは 20 人以内
	看護補助者	1日に6人以上の看護補助者が勤務
		朝 9:00～夕方 17:00 まで 看護補助者 1 人当たりの患者様受け持ちは 12 人以内
		夕方 17:00～朝 9:00 まで 看護補助者 1 人当たりの患者様受け持ちは 30 人以内

本館 3 階病棟 回復期リハビリテーション病棟入院基本料 1 13:1

施設基準	看護職員 (看護師及び 准看護師)	1日に10人以上の看護職員が勤務
		朝 9:00～夕方 17:00 まで 看護職員 1 人当たりの患者様受け持ちは 9 人以内
		夕方 17:00～朝 9:00 まで 看護職員 1 人当たりの患者様受け持ちは 25 人以内
	看護補助者	1日に5人以上の看護補助者が勤務
		朝 9:00～夕方 17:00 まで 看護補助者 1 人当たりの患者様受け持ちは 10 人以内
		夕方 17:00～朝 9:00 まで 看護補助者 1 人当たりの患者様受け持ちは 25 人以内

新館 2 階病棟 障害者施設等入院基本料 10:1

施設基準	看護職員 (看護師及び 准看護師)	1日に9人以上の看護職員が勤務
		朝 9:00～夕方 17:00 まで 看護職員 1 人当たりの患者様受け持ちは 12 人以内
		夕方 17:00～朝 9:00 まで 看護職員 1 人当たりの患者様受け持ちは 28 人以内
	看護補助者	1日に9人以上の看護補助者が勤務
		朝 9:00～夕方 17:00 まで 看護補助者 1 人当たりの患者様受け持ちは 12 人以内
		夕方 17:00～朝 9:00 まで 看護補助者 1 人当たりの患者様受け持ちは 28 人以内